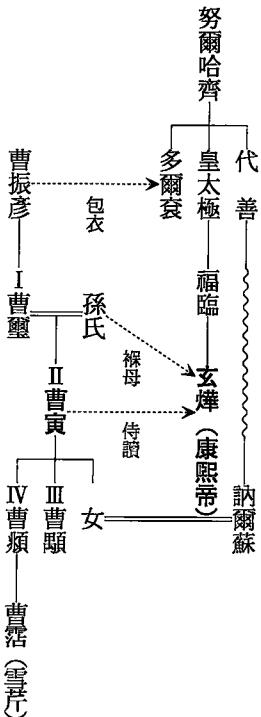


一八八

曹寅の奏摺から見た御定『全唐詩』の成書過程

一、はじめに

御定『全唐詩』九〇〇卷刊刻の敕命を奉じたのは、曹寅という官僚であった。曹家は、祖父曹振彥が多爾袞の包衣として滿州族に従つてより漢軍正白旗に屬し、父曹璽の代からは江寧織造を相傳してきた。⁽²⁾また母孫氏が康熙帝の祿母であった緣故により、曹寅は十四歳の時、康熙帝の侍讀として北京で過ごした。更に『全唐詩』成書の翌月、曹寅の娘は多羅平郡王訥爾蘇の福晉（正妻）として迎えられる。康熙帝と曹寅の相關關係を圖示すれば以下の如くである。



右圖の I ~ IV は江寧織造の相續順を示す。織造とは宮中御用達の絹織物製造を監督する職務である。曹寅は、江南鹽商を統轄する兩淮鹽政も兼任し、膨大な資金を調達できる官職にあった。『全唐詩』刊刻には多額の費用を要し、それを賄う人物も且つ皇帝の信賴に足る人物として、曹寅に刊刻の全權が委託されたのであった。更に、曹寅は通政使の職も兼任する。通政使は、奏摺を用いて地方の情勢を北京に報告する役職で、いわば諜報機關に當たり、清王朝の情報支配の上で非常に重要な官職といえる。曹寅は『全唐詩』刊刻に關する奏摺を次の七回に亘って上奏している⁽¹⁾。(①~⑦の番號は以下の引用文①~⑦に對應する)。

- ①江寧織造曹寅奏刊刻全唐詩集摺
②江寧織造曹寅奏校刊全唐詩摺
③江寧織造曹寅謝賜書扇摺
④江寧織造曹寅奏進唐詩樣本摺
⑤江寧織造曹寅奏傳諭李煦並報校修唐詩今年可以竣事摺
⑥江寧織造曹寅奏報全唐詩集本月內可以刻完摺

(康熙四十四年五月一日)

(康熙四十四年七月一日)

(康熙四十四年八月十五日)

(康熙四十四年十月二十二日)

(康熙四十五年一月十八日)⁽⁵⁾

(康熙四十五年七月一日)

文、期於五月初一日天寧寺開局、至今尙未到揚、俟其到齊校刊

⑦江寧織造曹寅奏報起程日期並進刻對完全唐詩摺
(康熙四十五年九月十五日)

この頻繁に發せられた奏摺から、曹寅が『全唐詩』刊刻に終始關與していたことが分かり、『全唐詩』成書過程の實態を窺う上で極めて重要な一次資料となる。これによれば、『全唐詩』は、康熙四十四年三月十九日に曹寅が敕命を奉じ、五月一日から翌四十五年十月一日までの一年五箇月という短期間に成書している。平岡武夫氏は「要領よく早い仕事をしてはいるが、それだけに粗漏があることを免れない」と指摘しておられる。^①確かに『全唐詩』には遺漏や誤收が多く、「杜撰」との評價は免れないであろう。そもそも敕撰事業は、天子の命によつて臣下が詩歌・文章を撰することであり、名目上の責任は皇帝に歸すものであつても、その杜撰さに對する實質上の原因是臣下たる編纂者から生じる。ここで筆者には、何故曹寅は短期間で作る必要があつたのか、また何故博學鴻詞科に應じた遺儒ではなく曹寅に委ねられたのかといふ疑問が生じる。欽定本『全唐詩』は、本來ならば清朝の威信を賭け、萬全を期して刊刻すべきではなかろうか。管見の限り、從來の研究にはこの疑問を解明しうる論説は見當たらない。

本稿では、『全唐詩』校閱刊刻官曹寅による『全唐詩』奉敕の意義を把え、清初に於ける唐詩集刊刻の實態を明らかにしようとするものである。

一、曹寅と校對官の關係

曹寅は『全唐詩』刊刻の開始を、五月一日付の第一報で發する。

①臣寅恭蒙諭旨刊刻全唐詩集、命詞臣彭定求等九員校刊。臣寅口行

曹寅の奏摺から見た御定『全唐詩』の成書過程

(臣寅恭んで諭旨を蒙りて全唐詩集を刊刻せんとし、詞臣彭定求等九員に命じて校刊せしめんとす。臣寅は已に文を行ひ、五月初一日を期して天寧寺に開局せんとするも、今に至りて尙ほ未だ揚(州)に到らざれば、其の到齊するを俟ちて校刊せん)。

ここでは、曹寅が揚州天寧寺に揚州詩局を開設するという『全唐詩』刊刻の外的要因、即ち場所と人員を整えようとしたことを上奏する。

〔詞臣彭定求等九員〕に命ぜられたとあるが、「進書表」に名を列ねる詞臣は、彭定求・沈三曾・楊中訥・潘從律・汪士鋐・徐樹本・車鼎晉・汪繹・查嗣璣・俞梅の十名である。この缺落した一名は、

②奉旨校刊全唐詩、翰林彭定求等九員、俱於五月內到齊、惟汪士鋐尙未到(旨を奉じて全唐詩を校刊するに、翰林彭定求等九員、俱に五月内に到齊するも、惟だ汪士鋐のみ尙ほ未だ到らず)。

という七月一日の奏摺から汪士鋐であることが分かる。曹寅が、遲参した汪士鋐を勘定せず、客觀的且つ事務的に報告したのは通政使としての職分によるものであろう。次の八月十五日の奏摺からは、

③臣隨交臣彭定求等十員祇受、欽遵校刊(臣は隨ちに臣彭定求等十

員に交して祇受せしめ、欽んで校刊に遵はしむ)。

と、汪士鋐を含めて「十員」と記されるようになる。この校對官が十名というのは他の敕撰事業と比較しても極端に少ない。因みに、主要な清初の敕撰書の「職官表」に記される編修官の人数は以下の通りである。

『淵鑑類函』四五〇卷

一三六名

『佩文韻府』一〇六卷

七六名

『御選唐詩』三二卷

五〇名

『康熙字典』四二卷 三〇名
『駢字類編』二四〇卷 五二名
『四庫全書』一七二六一六卷 三七〇名

『全唐文』一〇〇〇卷 一〇八名

無論、ここには現場の無名の刻工等は計上されていない。しかし『全唐詩』が僅か十名の校對官によって短期間で成書したことは杜撰の一因と成りうる。更に、完成日前の校對官の動向を見れば、彼らが『全唐詩』刊刻に取り組む姿勢に疑惑が生じる。

⑥所有歟翰林有病及告假者、俱令回本籍、無事者俱在揚州校刊。編修汪繹素有血症、在詩局陡發舊恙、即令回籍調養、於五月內身故。

臣已爲料理營護後事訖。目下在揚州校刊者、彭定求・楊中訥・汪士鋐・徐樹本・俞梅共五人（所有歟の翰林の病有る及び假を告ぐる者、俱に本籍に回らしめ、事無き者は俱に揚州に在りて校刊す。編修汪繹は素より血症有り、詩局に在りて陡に舊恙を發し、即ちに籍に回り調養せしむるも、五月内に身故すれば、臣は已に爲に料理り後事を營護し訖はる。目下揚州に在りて校刊する者、彭定求・楊中訥・汪士鋐・徐樹本・俞梅共に五人）。

即ち、ここでは汪繹の病沒と四名の校對官（沈三曾・潘從律・車鼎晉・查嗣璣）の暇乞いの許否が上奏される。發症した汪繹は已む無しとしても、半數の校對官を中途で歸郷させるのは曹寅の監督者たる資質が問われよう。查嗣璣が、この時詠んだ「錫山道中」に、「奉命校書維揚、自乙酉至丁亥。竣事歸、凡九往返（命を奉じて維揚に校書すること、乙酉（康熙四十四年）より丁亥（康熙四十五年）に至る。竣事して歸るに、凡そ九たび往返す」と自注があり、屢々詩局を留守にしたことが分かる。また、彭定求は、奏摺⑥で最後まで揚州に滯在

したとされるが、「南晦老人自訂年譜」に『全唐詩』刊刻期間の彼の動向が次の如く記録されている。

康熙四十四年乙酉六十一歲

五月赴詩局。

九月暫歸。

康熙四十五年丙戌六十二歲

二月赴揚州校詩。

九月暫歸。

十月復至揚州。

十一月歸。

康熙四十六年丁亥六十三歲

正月赴揚州校全唐詩畢。

五月回籍。

これによると、彭定求も揚州詩局を二度離れて、故郷の長洲（現在の蘇州市）に歸る。彼ら江南出身の校對官には、『全唐詩』刊刻に対する連袂が見受けられず、これらは敕撰事業に參與する者らしからぬ言動であろう。

それに對し、敕命を奉じた曹寅は、

③但臣鹽務任滿、即匍匐謝恩、以伸犬馬戀主之誠。所有詩局寫刻人、雖經細心挑選甚多、而一二細碎事務、亦所時有、擬於暫交臣李煦代爲管理、俟臣回南、仍歸臣身任其事、庶不致有悞（但大臣は鹽務の任満つれば、即ち匍匐して恩に謝し、以て犬馬主を戀ふるの誠を伸す）。所有詩局の寫刻人、細心に挑選するを經ること甚だ多いと雖も、而も一二の細碎たる事務も亦た時に有る所なれば、暫く臣李煦に交して代はりて管理と爲るを擬り、臣の南に回るを俟ちて、仍ほ臣に歸して身ら其の事に任じ、悞ち有るを致さざらんことを庶ぶ）。

と、兩淮鹽政の任期が満了するや、その任を蘇州織造李煦に委譲して

まで『全唐詩』刊刻に専従する。曹寅は、刻工等を嚴選するも、校對官に『全唐詩』刊刻を一任することは出来なかつた。十月十三日より

一年間、兩淮鹽政に任命された李煦は、「蘇州織造李煦奏俟曹寅回任卽進京摺」（康熙四十五年十一月七日）に於いて、

因臣曹寅到任之後，卽有事進京，奉旨將敕印交與臣煦署理，現在辦事（臣曹寅到任の後、即ち事有りて京に進むに因りて、旨を奉じて敕印を將て臣煦に交與して署理せしめ、現に事を辦する在り）。

と述べ、再び『全唐詩』完成後の曹寅と交代する。「署理」とは代理や補佐の意であり、李煦自身も、兩淮鹽政の着任は曹寅が『全唐詩』刊刻に専念するための一時的な職務と見なしていた。かくの如く、曹寅は『全唐詩』刊刻を通じて江南文人である校對官を統率する使命を擔つていたものと考えられる。

二、短期間で刊刻された『全唐詩』

『全唐詩』に生じる杜撰の實際上の責任は、康熙帝ではなく、刊刻を行なつた彭定求以下校對官十名に存する。果たして彼らは如何ような刊刻工程を踏んだのであるうか。

②臣卽將全唐詩及『統鑑』、按次分與。皆欣歡感激、勤於校對（臣は即ち全唐詩及び『統鑑』を將て、按次分與す。皆欣歡感激し、校對に勤む）。

即ち、曹寅は校對官に底本を分配し、各自詩篇を擔當させる。『全唐詩』に底本が存在することは「御製全唐詩序」と『四庫提要』にも同様の記述が見られる。ここで言う「統鑑」とは、明末・胡震亨『唐音統鑑』一〇三三卷を指す。『唐音統鑑』について、王士禛『分甘餘』

話】卷四にその解題がある。

海鹽胡震亨孝轅輯『唐音統鑑』、自甲迄癸凡千餘卷。卷帙浩瀚、久未版行、余僅見其『癸鑑』一部耳。康熙四十四年、上命購其全書、令織造府兼理鹽課通政使曹寅鳩工刻於廣陵。胡氏遺書、幸不湮沒。然版藏內府、人間亦無從而見之也（海鹽の胡震亨孝轅『唐音統鑑』を輯め、甲より癸に迄るまで凡そ千餘卷。卷帙浩瀚にして、久しく未だ版行せず、余は僅かに其の『癸鑑』一部を見るのみ。康熙四十四年、上命じて其の全書を購はせ、織造府兼理鹽課通政使曹寅をして工を鳩めて廣陵に刻せしむ。胡氏の遺書、幸ひにも湮没せず。然れども版は内府に藏され、人間亦た從りて之を見ること無きなり）。

『全唐詩』では、『唐音統鑑』のうち、甲鑑から壬鑑までを底本として用いている。特に庚鑑以下の雜體詩の部立は『全唐詩』卷七九七名媛詩以下と酷似し、底本にしていることが分かる。これほどの唐詩總集を個人で出版するには多大な努力が必要とする。『唐音戊鑑』は、胡震亨が没した後に孫や曾孫によつて漸く刊行され、またその部數も限られており、王士禛でさえ『唐音統鑑』の全貌を目睹していない。校對官がこの稀覯書を授與されて感激したように、曹寅は先ず『全唐詩』刊刻の環境作りに腐心した。これは同時に、江寧織造と兩淮鹽政を兼任する曹寅がこの高價な書籍を購入できる地位にあつたことを意味する。『全唐詩』の底本を明記することは、その書籍に信頼性を補う以外に、曹寅の藏書力と経済力を誇示する效果もある。ところが、『唐音統鑑』以外の書物は「全唐詩（奏摺②）」、「内府所有全唐詩（御製全唐詩序）」、「内府所藏全唐詩集（四庫提要）」の様に曖昧に示される。無論、ここでは御定『全唐詩』ではなく、「全」ての唐

詩（集）という意味である。これに該當する書物は、季振宜抄本『唐詩』（以下季氏『唐詩』と略稱する）七一六卷と曰されている。鄧之誠『清詩紀事初編』卷六には曹寅の藏書の來歴が記される。性喜聚書、多得季振宜・徐乾學所藏。後俱進入内府（性は聚書を喜び、多く季振宜・徐乾學の藏する所を得たり。後に俱に内府に進め入る）。

即ち、曹寅は季振宜の藏書から季氏『唐詩』を入手し、『全唐詩』刊刻後にその底本も北京に獻呈している。とすれば、「御製全唐詩序」に「朕茲發内府所有全唐詩、命諸詞臣合『唐音統鑑』諸編（朕は茲に内府所有の全唐詩を發し、諸詞臣に命じて『唐音統鑑』諸編を合はしむ）」とあるものの、曹寅は、『全唐詩』底本を康熙帝から下賜されたのではなく、むしろ自主的に購入していたと考えられる。曹寅はその藏書と詩才によって江南文人と親睦を深めていた。また季氏『唐詩』も『唐音統鑑』同様、康熙期に完成しておる⁽³⁾、『全唐詩』は明末清初の唐詩總集編纂の風潮に影響を受けて刊刻されたと考えられる。

ところで、季氏『唐詩』は錢謙益の遺稿を季振宜が遞輯したものである。錢謙益といえば、明清兩朝に仕えた貳臣として乾隆期に批判され、その著書や版木が盡く禁毀された。『全唐詩』底本に季氏『唐詩』の書名を明示しないのは、清朝による錢謙益批判の影響と言われている。しかし筆者はこの説に些か疑問を呈する。その理由として、第一に、曹寅が季氏『唐詩』の書名を明示しないのは正式な書名を持たないためである。季氏『唐詩』は、單に明刻唐詩集の版本を切り貼りしたもので刊行物とは言い難い。第二に、季氏『唐詩』には錢謙益の意趣が強く反映されているからである。季氏『唐詩』は、概ねその原書書名を剪截するも、杜甫詩篇は「杜工部集卷之〇〇 虞山蒙叟錢謙益

箋註」と原書の巻頭書名を残す。この原書は、正しく錢謙益箋註『杜工部集』二〇卷（康熙六年刊）であり、『全唐詩』杜甫詩篇（卷二一六〇二三四）も巻數、配列、詩句の校語共に錢謙益箋註『杜工部集』を襲用している。第三に、錢謙益批判が強まつた乾隆期に重版された『全唐詩』との比較からである。四庫全書本『全唐詩』杜甫詩篇では、錢謙益の注を「朱良孺（鶴齡）曰」と書き改めているが、初刻である揚州詩局本『全唐詩』では、「錢謙益曰」のままに記されている。以上の理由から、『全唐詩』刊刻上に於いて錢謙益批判の意向は見受けられない。縱しあんば當時より錢謙益批判があつたとしても、曹寅は、『全唐詩』を短期間で作成するため、敢えて季氏『唐詩』を底本とすることを厭わなかつた。更に附言すれば、『全唐詩』杜甫詩の編修を擔當したのは查嗣璣である。查嗣璣は、朱彝尊より李因篤の杜甫論を記した書簡を寄せられているが、底本（錢謙益箋註『杜工部集』）に執著し、李因篤説を採らない。それは、『全唐詩』が底本に忠實なあまり、十全な校勘を怠つてゐる證左である。

さて、概ね書物を編纂する際にはその凡例を定める。凡例は、書物の編修方針を示すため、特に大部な書物であればあるほど、その一貫性を保つ上で必要不可缺である。

③臣同翰林臣彭定求等十員、商酌校刊全唐詩凡例、進呈欽定。奉旨、
凡例甚好（臣は翰林臣彭定求等十員と同に、全唐詩の凡例を商酌
校刊し、欽定に進呈す。旨を奉するに「凡例甚だ好し」と）。
この奏摺から、『全唐詩』凡例は、刊刻中に豫め康熙帝の御覽を得て
いたことが分かる。ここで定められた凡例の第一條は次の通り。

唐高祖「賜秦王」詩云、「聖德合皇天、五宿連珠見。和風拂世民、
上下同歡宴」、見於『冊府元龜』。明胡震亨謂、唐初無五星聯聚之

事。疑其偽託、今刪去（唐高祖「賜秦王」詩に云ふ、「聖德 皇天に合し、五宿の連珠見るはる。和風 世民を拂ひ、上下同に歡宴す」）は『冊府元龜』に見ゆ。明の胡震亨謂ふに、唐の初め五星聯聚の事無し。疑ふらくは其れ偽託ならんと。今刪去す。

即ち、校對官は『唐音統鑑』と季氏『唐詩』との兩書に收められる「賜秦王」詩を高祖李淵の作とするは誤りと判斷し、該詩を『全唐詩』に收錄しない。「五星聯聚」とは、惑星が同一の方向に見えることで、當時の天體運行上起り得なかつたといふのは、『唐音統鑑』に「按諸家曆志、唐初並無五星同聚之文（諸家の曆志を按するに、唐の初め並びに五星同聚の文無し）」と注するところに依據する。しかし、そもそもこの詩は、唐建國を祝いだ詩であり、「五星聯聚」は瑞祥を示す詩句として王朝草創期に屢々用いられており、高祖詩に非ざる證據に乏しい。卷頭を飾る高祖詩に對する議論がそのまま凡例に反映されていることは、『全唐詩』刊刻開始直後に凡例が商議されていたことを示す。同様に凡例には初唐詩に對する言及が他に三例ある。しかし一方で、中晚唐及び五代詩に關する凡例は見えない。中晚唐詩や五代詩の底本が不完全であったことは、『全唐詩』刊刻途中より明らかとなつてくる。

②臣細計書寫之人、一樣筆蹟者甚是難得、僅擇其相近者、令其習成一家、再爲繕寫、因此遲悞、一年之間恐不能竣工。再中晚唐詩、尙有遺失、已遣人四處訪覓、添入校對。臣因掣鹽往來儀眞・揚州之間。董理刻事、隨校隨寫、不敢少怠（臣は細かに書寫の人を計るも、筆蹟を一樣とする者は甚だ是れ得難く、僅かに其の相近き者を擇び、其れをして一家を習成せしめ、再び繕寫を爲さしむれば、此に因りて遲悞し、一年の間に竣工すること能はざるを恐る。

曹寅の奏摺から見た御定『全唐詩』の成書過程

再^{*}た中晚唐詩、尙ほ遺失有り、已に人を四處に遣りて訪覓せしめ、添入し校對せしむ。臣は掣鹽に因りて儀眞・揚州の間を往來す。刻事を董理し、隨^レで校し隨^レで寫し、敢へて少しも怠らず。

ここでは『全唐詩』刊刻の進捗に對する二つの問題點が言及される。一つには、同様の筆蹟の書寫の人選が必要とされる。そこで曹寅は、筆蹟の似た者に習練させて字體を統一させる。揚州詩局刻本の字體は、唐・歐陽詢や元・趙孟頫の宋體字で統一し、甚だ精美な版式である。しかしその習練には多くの時間が必要とされる。もう一つは、「中晚唐詩、尙有遺失」とあるように、『全唐詩』の後半部分、即ち中晚唐詩及び五代詩の底本には遺漏を含むため、曹寅は校對官に再編修させる。しかしそれでも『全唐詩』の中晚唐詩の箇所には誤謬が生じている。例えば、『全唐詩』卷七三七に收める馮道は後唐から後周に至るまでの宰相として、卷七三八の李昉は『文苑英華』等の撰者として、寧ろ唐以後の人と言えよう。なかでも、卷七三二の胡宿（九九六～〇六七）は北宋建國（九六〇）以後の人であり、『全唐詩』に收めるべきでは無い。曹寅は、筆蹟の統一と中晚唐詩の不備を補うため、「一年之間恐不能竣工」と一年以内で完成しないことを釋明する。ここで曹寅が「一年」と表記したのは三月十九日に奉敕した時點で一年以内に完成させる日安を立てていたためである。そこで曹寅は、康熙四十四年最後の奏摺に於いて、現時點までの進捗状況を告げるため、試作品を裝丁して御覽を仰いでいる。

④校刊全唐詩、現今鏤刻已成者、臣先將唐太宗及び高・岑・王・孟肆家刷印、裝潢一樣貳部進呈。尙有現在裝潢數十家、容臣赴京恭謝天恩、賚捧進呈御覽（全唐詩を校刊するに、現今鏤刻已に成るは、臣先ず唐太宗及び高（適）・岑（參）・王（昌齡）・孟（浩然）

の肆家を將て刷印し、一樣に貳部を裝潢して進呈す。尙ほ現在數十家を裝潢する有り、臣の京に赴きて恭しく天恩に謝し、賛捧して御覽に進呈するを容されたし)。

ここでは、太宗皇帝(卷一)・高適(卷一一一～一二四)・岑參(卷一九八～二〇一)・王昌齡(卷一四〇～一四三)・孟浩然(卷一五九～一六〇)の詩篇が完成し、曹寅は部分的に御覽を仰いでいる。これら五家の詩篇は、明の吳琯『唐詩紀』一七〇卷(萬曆十三年刊)を底本とすることは、季氏『唐詩』の該當詩篇に見える原書の版心から判断できる。周勛初氏もこの初盛唐の箇所は、『唐詩紀』を襲用したため、早期の完成が容易であったと論じる。⁽¹⁸⁾しかし刊刻日數を數えるに、『全唐詩』刊刻が開始されてよりこの奏摺までに六箇月弱を経ている。曹寅は既に康熙四十四年中に完成させることを宣告しており、假に中晚唐詩も底本に則して刊刻されたとしても、順調に刊刻が進捗していくとは言い難いであろう。とすれば、曹寅が直截北京に赴き、斷片的な詩篇を獻呈したのは、むしろ刊刻作業の遲延を辯明し、成果を誇張して報告するためではなかつたか。一方康熙帝は、この奏摺⁽⁴⁾に「様本都改過發回(様本は都て過ちを改め發回す)」との硃批を識し、校勘を徹底して再度獻呈するように指示している。かくして早期に完成させたい曹寅と、遺漏の無い唐詩總集を作ろうとした康熙⁽¹⁹⁾帝の兩者間に差異が見られる。

四、御定『全唐詩』の獻呈

以上に見たように、康熙四十四年中に『全唐詩』が完成しなかつたため、以後の奏摺内容に變化が生じ、曹寅の焦燥が窺える。本節では、先ず康熙四十五年の奏摺^{(5)～(7)}を列舉して検討する。

⑤詩局翰林官等、校修唐詩、今年可以竣事(詩局の翰林官等、唐詩を校修するは、今年以て竣事すべし)。

⑥遵旨校刊全唐詩集、且下刊刻只剩五百餘頁、大約本月内可以刻完。八月内校對錯字畢、即可全本進呈。共計有十二套、除春閒所進二套外、又校對得六套、謹裝訂進呈御覽(旨に遵ひ全唐詩集を校刊し、且下刊刻只だ五百餘頁を剩すのみにして、大約本月の内に以て刻完すべし。八月の内に校對錯字畢はらば、即ちに全本進呈すべし。共に計るに十二套有り、春閒に進む所の二套の外を除き、又校對して六套を得て、謹んで裝訂し御覽に進呈す)。

⑦今有刻對完全唐詩九・十套、進呈御覽。其餘俱已刻完、月内對完、即行刷印進呈(今全唐詩九・十套を刻對完はること有りて、御覽に進呈す。其の餘は俱に已に刻完すれば、月内に對完し、即行ちに刷印し進呈す)。

即ち、康熙四十四年中に完成出来なかつた曹寅は、奏摺⁽⁵⁾に於いて、「今年可以竣事」と今年中に完成させることを告げる。そして、残り五百餘葉となつた奏摺⁽⁶⁾では、「大約本月内可以刻完、八月内校對錯字畢」と七月に刻印、八月には校正が終了すると宣べる。しかし、奏摺⁽⁷⁾にて、「月内對完」と九月まで延長するも、實際には十月一日に完成する。かくして、康熙四十五年の奏摺^{(5)～(7)}は一貫して『全唐詩』の完成期日を告げることに主眼を置いていることが分かる。これは曹寅が早期に完成させることを念頭に置いていたためである。それは完成した『全唐詩』の獻呈の様子からも推測できる。奏摺⁽⁶⁾に「共計有十二套」とあるように、揚州詩局本は計十二帙二二〇冊で構成されている。曹寅はこれを四段階に分けて進呈している。その内譯は、春の間に第一・二帙、奏摺⁽⁶⁾の七月一日に三～八帙、奏摺⁽⁷⁾の九月十五日

に九・十帙を獻呈する。一・二帙が獻呈された時期は「春閒」としか記されていないが、二月十八日、即ち奏摺⑤と共に送達されたと思われる。かくして曹寅は、奏摺という本來通政使の業務に乗じて『全唐詩』を北京に送達していた。

さすれば、『全唐詩』刊刻を命じられた曹寅が、『全唐詩』を康熙帝に獻呈し、その功績を廣く天下に知らしめる最も効果的な方法は何か。筆者は、ここに曹寅が『全唐詩』完成を校對官に急促した理由があると考える。先ず、曹寅が『全唐詩』敷撰の旨を奉じたのは「進書表」に記すように康熙四十四年三月十九日である。しかし『清實錄』にはそのような事蹟は記録されておらず、康熙帝は當時、曹寅の任地・南京ではなく蘇州に駐蹕していた。一方、曹寅も早期の完成を目指したにもかかわらず、揚州詩局は、半月後の五月一日に開設される。また、康熙帝による「御製全唐詩序」は「康熙四十六年四月十六日」付で記されているが、曹寅は奏摺⑥の硃批文「刻的書甚好、等細細看完序文、完時即打發去（刻したる書は甚だ好し、細細と序文を看完するを等ちて、完はりし時即ちに打發し去れ）」の指示に隨い、康熙四十五年には既に序文を參照しつつ、完成した『全唐詩』を順次北京に送達する。ここに大きな齟齬が見られよう。康熙四十五年十月一日に完成し、早急に獻呈した『全唐詩』が翌年四月十六日、即ち半年間も放置されるのは不自然であろう。そこで考へるに、奉敕と作序の二つの事蹟は折しも第五次（康熙四十四年二月九日～閏四月二十八日）と第六次（康熙四十六年一月十三日～五月二十一日）の南巡の最中に當たる。曹寅は、江寧織造に就仕して以降、必ず康熙帝の南巡を迎駕し、その期間中は終始扈從している。そこで揚州詩局の開設は、奉敕された康熙十四年三月十九日ではなく、康熙帝還京後の五月一日となる。しかも

前年には、「江寧織造曹寅覆奏摹刻高旻寺碑文摺」（康熙四十三年十二月一日）に「敬於高旻寺西起建行宮、工程將竣（敬んで高旻寺の西に於て行宮を起建し、工程將に竣はらんとする）」と述べ、南巡の數箇月前より行宮署建立の準備をしていたことが分かる。曹寅が校對官に、康熙四十五年十月一日までに『全唐詩』を成書させるよう急がせたのは、事前に行宮署配備の時間が必要であったためである。本來南巡は、治水視察が主たる目的と言われるが、南巡の時期に合わせて、唐詩集をはじめ、江南文人による著作物が獻呈された前例は少くない。例えれば、『唐詩百名家全集』三二六卷（民國九年刊）の席素威跋には次のようにある。

康熙三十六年⁽²⁾、聖祖南巡、幸東山駐蹕公第。公拜舞階下。溫語垂詢家世及歷官告養始末。時宋公方以巡撫扈從、遂以公所輯唐詩進呈（康熙三十六年、聖祖南巡し、東山に幸し公（席啓萬）の第に駐蹕す。公は階下に拜舞す。溫語にて家世及び歷官告養の始末を垂詢せらる。時に宋公（擎）方に巡撫を以て扈從し、遂に公の輯する所の唐詩を以て進呈す）。

同様に、徐倬『全唐詩錄』一〇〇卷（四庫全書本）の提要にも、それが南巡時に獻呈されたことが記されている。

康熙丙戌⁽³⁾、恭逢聖祖仁皇帝聖駕南巡、倬續錄進呈、得旨嘉獎（康熙丙戌（四十五年）、恭しく聖祖仁皇帝聖駕の南巡に逢ひ、（徐）倬は續錄進呈し、旨を得て嘉獎せらる）。

即ち、兩書とも南巡時に臣下から獻呈されている。前者は、清末の書肆掃葉山房の前身となる琴川書屋の席啓萬が輯めた唐詩集であり、中晚唐詩を中心にして編纂されている。後者は、『全唐詩』の簡約版とも言われるが、『全唐詩』刊刻に先立つ康熙四十二年の抄本がある。『全

唐詩』はこれら民間刻本以上のものを期して作成された。蓋し、この康熙三、四十年代は江南に於いて數多くの唐詩集が出版された時期であり、そうした風潮も『全唐詩』成書過程の背景にあつたと考えられる。

五、揚州詩局の地理的條件

奏摺①に「臣寅已行文期於五月初一日天寧寺開局」とあるように、曹寅は詩局を織造府のある南京ではなく、揚州天寧寺に開設した。『揚州府志』卷一八によると、天寧寺は東晉・謝安の別墅を前身とする由緒ある名刹である。揚州は、計六奇『明季南略』卷三に、

揚州初被高傑屠害一次、殺人無算。及豫王至復盡屠之。總計前後殺人凡八十萬、誠生民一大劫也。(揚州は初め高傑に屠害せらるること二、人を殺すこと算無し。豫王(多鐸)至るに及び、復た盡く之を屠る。總て前後人を殺したるを計るに凡そ八十萬、誠に生民の一大劫なり)。

とあるように、明清鼎革期に於いて大虐殺が繰り広げられた土地である。王秀楚は、この時の實體験を『揚州十日記』に生々しく記録して、後之人幸生太平之世、享無事之樂、不自修省、一味暴殄者、聞此當驚惕焉耳(後の人幸ひにも太平の世に生じ、事無きの樂を享け、自ら修省せず、一に暴殄を味ふ者は、此を閲して當に焉に驚惕すべきのみ)。

と締め括る。揚州人は明滅^②後もなお、清朝が引き起こしたこの大殺戮劇を心に刻み込んでいた。それは前に述べた江南出身の校對官による『全唐詩』刊刻に積極的ではない姿勢にも表れている。そこで、順治二年四月二十五日に史可法が自刃し、揚州が陥落してから六十年の

節目に、清朝の下に新たなる揚州文化を築かんとした。それが揚州詩局の開設及び中國文化の精華の冠たる『全唐詩』の刊刻であった。明末までの江南出版文化は蘇州・杭州が中心であったが、清代には揚州も加えられる。王澄『揚州刻書考』によれば揚州刊行物の八割が清代に出版されているように、曹寅の開設した揚州詩局が揚州出版史の濫觴といえる。曹寅の出版物を見るとその官刻本の多さが目につく。

『御定歷代賦彙』一四〇卷『逸句』二卷『補遺』一二二卷

『御定全唐詩錄』一〇〇卷 (以上康熙四十五年刻本)

『欽定歷代題畫詩類』一一〇卷

『欽定佩文齋詠物詩選』四八六卷

『御選歷代詩餘』一一〇卷

『佩文齋書畫譜』一〇〇卷

『御選宋金元明四朝詩』三〇四卷 (康熙四十八年刻本)

『淵鑑類函』四五〇卷 (康熙四十九年刻本)

『佩文韻府』一六〇卷

『欽定全金詩』七二卷『首』一卷 (以上康熙四十六年刻本)

『欽定詞譜』四〇卷

『曲譜』一四卷

『御製詩初集』一〇卷『一集』一〇卷『三集』八卷 (以上康熙五十年刻本)

『御製詩初集』一〇卷『二集』一〇卷『三集』八卷 (以上刊行年不詳)

曹寅は『全唐詩』刊刻で得た技術や経験をこれらの敕撰書に注入した。『江寧織造曹寅奏佩文韻府已開工刊刻摺』(康熙五十一年四月二日)には『佩文韻府』の刊刻を行う曹寅の自信が垣間見える。

『佩文韻府』已於三月十七日開工刊刻、正在遴選匠手、已得一百餘人。願來者眾、好者難得、容俟遴選齊全。計工定日、務期速成、

以仰副皇上普濟困學之至意（『佩文韻府』は「三月十七日に開工刊刻し、正に匠手を選選する在りて、已に一百餘人を得たり。願ひ來たる者眾けれど、好き者得難く、容に選選齊全するを俟つべし。工を計り日を定め、務めて速成を期し、以て仰きて皇上の困學を普濟するの至意に副はん）。

即ち、『佩文韻府』では職工に字體を習練させずとも、刊刻に攜わることを志望する者が増加したのは、正しく敕撰『全唐詩』刊刻の威光であった。『佩文韻府』は、武英殿の詞臣により既に編纂されており、揚州詩局では印刷のみを擔當し、『全唐詩』の如く校訂の必要はなかった。『全唐詩』以降、曹寅に刊刻は命ぜられるものの、校對が曹寅等の奉敕とならないのは、鋤々たる學者が清朝に歸屬したためと、『全唐詩』には杜撰が夥しかったためと考えられる。揚州刻本の版式は甚だ精緻であったが、その刻本には字句の譯脱が多かつたことは井波陵一氏も指摘しておられるところである。しかし、曹寅は孫文成や李煦の助力を借りて紙の手配をし、同様に『佩文韻府』も早い完成を期している。曹寅は、學者とは異なり、刊刻官としてその作業の早さを鼓吹していた。

揚州は、明中期以降、徽州商人によって鹽の生産が増加し、目覺ましい經濟的發展を遂げている。更に揚子江と黄河を繋ぐ運河の分岐點として交通の要衝でもあり、康熙帝南巡の行宮署や織造府で作られた絹製品運搬の中繼地點として機能した。そのため揚州という所柄は、士大夫と鹽商人との結び付きが強く、且つ『全唐詩』刊刻に用いられる諸文献が比較的容易に入手出来る利點があった。曹寅が、奏摺②「遣人四處訪覓」というように、人を派遣して唐詩資料を求めさせたのも揚州が文化の集積地であったからである。その一例として、校對官

の編修による白居易詩補遺作品群（卷四六一～四六二）の底本を考察する。『全唐詩』に最多の詩を收録する白居易詩卷四二四～四六〇は、季氏『唐詩』同様、明・馬元調校『白氏文集』七一卷（萬曆三十四年刊）の詩篇三七卷を底本とする。白居易詩拾遺は『全唐詩』刊刻以前から盛んに行われていた。ここで表に列記した『唐音統鑑』（丁籬）、季氏『唐詩』・汪立名『白香山詩集』・『全唐詩』の補遺詩を比較する。表のゴシック體で示した題下注には、各補遺詩の引用書名が記されている。『全唐詩』の題下注は、簡略されているものの、汪立名『白香山詩集』（康熙四十一年刊）と一致する。つまりこれは、『全唐詩』が『唐音統鑑』や季氏『唐詩』以外を底本とする例である。しかも、『全唐詩』刊刻二年前の新刊書を用いていることは注目に價する。揚州に詩局を構えたことは、汪立名『白香山詩集』の如く當時最新最先端の研究資料入手しやすいという利點があった。今日、明刻本は、動もすれば杜撰で粗雑なものとの酷評を受けているが、明末清初に於いては、入手しやすい最新の書物として重寶された。無論宋刻本は當時より貴重書として尊ばれていたが、『全唐詩』底本として用いられた唐詩集は、毛晉汲古閣刊本をはじめとする明刻本が中心であり、唐抄本や宋本を校勘するまでには至っていない。

この後、嘉慶年間に揚州書局と稱して、『全唐文』刊刻を命ぜられたのは兩淮巡鹽御史の阿克當阿と兩淮都轉運使の曾燠である。鹽の產地である揚州を指定し、鹽商人を統轄する總商である曹寅に『全唐詩』刊刻が任せられたのは、鹽商人の財力と文化活動の提供を期したためである。清初に於いて、鹽商人は江南文人の文化創作活動を支えるパトロン的役割を擔っていた。清朝にとって、明朝遺儒が多い江南の統治は最重要事項であり、江南出身の鄉紳を登用するため、『全唐詩』

刊刻が曹寅に奉敕されたのは、以上のような理由があつたと考えられる。

六、まとめ

本稿では、從來杜撰と評されてきた『全唐詩』について、その刊刻を監督した曹寅の立場から考察してみた。『全唐詩』は一年五箇月という短期間で作られたが、康熙四十五年の奏摺を見れば、曹寅は更に早期の完成を目指していた。また、『全唐詩』は、敕撰集という大前提の下にあるものの、その成書過程に於いては、康熙帝南巡の折に合わせようとした曹寅の政治的意圖を内包した唐詩總集であった。そのため、曹寅には完璧を期した唐詩總集を作成しようとする學者の使命感は稀薄であり、曹寅はこの敕撰事業を完遂することで曹家の安泰を期したと考えられる。即ち『全唐詩』は、清朝の高い文化水準を誇示したい康熙帝と、官僚的思考を持つ曹寅の兩者の思惑の間にあって作成された。曹寅は、『全唐詩』を刊刻した後、「進書表」を記して、
鳥焉亥豕、因形似而傳誤。夏五郭公、慎闕疑而難補。伏願乾坤度量寬挂漏之辜、編簡昭垂增藝文之重（鳥焉亥豕、形似に因りて傳訛す。夏五郭公、闕疑を慎みて補ひ難し。伏して願はくは乾坤の度量をもて挂漏の辜を寬し、編簡を昭垂して藝文の重きを増さんことを）。

と謙遜した姿勢で、遺漏や誤謬の恐れがあることを陳謝する。一方、「江寧織造曹寅奏謝刊刻全唐詩得列銜名摺」（康熙五十年三月十日）では、此皆皇上聖心獨運、定爲必傳之書。臣同諸官不遇較字督工。令准翰林咨、奉聖諭並鈔列臣等銜名、刊刻款式到臣、謹遵旨補入刊刻。

曹寅の奏摺から見た御定『全唐詩』の成書過程

但臣係何人亦得列名其上。永垂不朽、臣不勝感愧無地、不知何幸得至於此（此れ皆皇上聖心の獨運にして、定めて必傳の書と爲らん。臣は諸官と共に字を較べ工を督するに過ぎず。翰林の咨に准はしめ、聖諭を奉じて竝びに列臣等の銜名を鈔し、款式を刊刻するは臣に到り、謹んで旨に遵ひ補入し刊刻す。但だ臣は何人に係りて亦た名を其の上に列し得んや。永垂不朽、臣は感愧無地に勝へず。知らず何の幸か此に至るを得んや）。

と、『全唐詩』刊刻に攜わった者としてその名が後世に傳えられることは無上の喜びであると如才ないところを見せる。

今日、『全唐詩』は杜撰な書物と評され、その資料的價値はかなり減殺されている。しかし昨今、これを凌駕する唐詩總集は未だ出版刊行されておらず、依然『全唐詩』が汎く用いられているのも事實である。從來の研究では、何故『全唐詩』が短期間で成書させられたかについて必ずしも言明していない。本論文は、現存する曹寅の奏摺を検討することで、『全唐詩』が杜撰と評される原因とその成書過程について解明しようとしたものである。

注

(1) 本稿は、揚州詩局初刻本十二函（全二二〇冊 九州大學文學部藏）を底本とする。なお、卷數は便宜上、中華書局排印本（一九六〇年）に據る。

(2) 江寧織造は、父曹璽（在任期間：康熙二年～二十二年）から曹寅（康熙三十一年～五十一年）、長子の曹顥（康熙五十二年～五十三年）、養子の曹頫（康熙五十四年～雍正五年）へと受け継がれた。『皇朝通典』卷二九「職官」に「順治初年、設三處織造官・監督・筆帖式・庫使各一人

三年。更代十八年定一年。更代康熙元年各增庫使一人二年。奏定三處織造不限年（順治初年、三處織造官・監督・筆帖式・庫使各一人を設くること三年。更に十八年に代はりて定むること一年。更に康熙元年に代はりて各庫使一人を増すこと二年。奏して「三處織造を定むるに年を限らず」）とあり、曹家による江寧織造の占有は、康熙期からの特別な措置であることが分かる。

(3) 曹家の系譜は『五慶堂重脩曹氏宗譜』（北京燕山出版社 一九九〇年）を参照し加筆した。

(4) 曹寅の奏摺は、故宮博物院明清檔案部『關於江寧織造曹家檔案史料（中華書局 一九七五年）及び中國第一歷史檔案館『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』（檔案出版社 一九八四～一九八五年）を参照。

(5) 前掲『關於江寧織造曹家檔案史料』には「一月、二十八日」とあるが、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』によれば十八日の誤記である。

(6) 平岡武夫『唐代研究のしおり 第四 唐代の詩人』（京都大學人文科學研究所 一九六〇年）「唐代の詩人序説」参照。

(7) 查嗣璣『查浦詩鈔』卷八所收。

(8) 彭定求『南晦全集』所收。

(9) 李煦は曹寅の妻の弟。杭州織造孫文成も曹寅の母孫氏の親族であり、從つて江寧・蘇州・杭州の三大織造は血縁者の獨占に係る。「江寧織造曹寅覆奏奉到口傳諭旨摺」（康熙四十五年七月一日）に「三處織造、視同一體、須要和氣。若有一人行事不端、兩個人說他改過便罷、若不悛改、就會參他（三處織造は、視て一體に同じきなれば、須らく氣を和するを要すべし。若し一人事を行ふに端しからざる有れば、兩個人は他を説きて過ちを改むれば便ち罷め、若し悛改せざれば、就ち會す（かならずかねん）」とある。

(10) 『四庫提要』卷一九三「唐音戊籤」に「卷帙浩繁、均未錄版。國朝康熙乙丑、其孫成之・曾孫頤、始以戊籤刊行、即此本也（卷帙浩繁にして、

均しく未だ録版せず。國朝康熙乙丑（二十四年）、其の孫（胡）成之・

曾孫（胡）頤、始め戊籤を以て刊行するは、即ち此の本なり」とある。

(11) 佟培基「《全唐詩》工作底本探祕」（『文史』第四十三輯 一九九七年）によると、季氏『唐詩』には三系統ある。『全唐詩』の底本と目されるのは、臺灣國立中央圖書館所藏本であり、錢謙益季振宜遞輯『全唐詩稿本』（聯經出版事業公司 一九七九年）として影印されている。

(12) 施璣『囚君吟 曹通政棟亭』（『隨村先生遺集』卷一所收）の序に「官通政使、督理江南織造、顯貴垂三十餘年。一意嗜書、藏弆古本逾萬卷。五七言韻語、尤攻研入妙、著有『棟亭詩鈔』。愛才恤士、更所生、知名之士、滿集幕下（通政使に官たりて、江南織造を督理し、顯貴は三十餘年に垂んとす。一意に書を嗜み、古本を藏弆すること萬卷を逾ゆ。五七言の韻語、尤も攻研して妙に入り、著に『棟亭詩鈔』有り。才を愛し士を恤み、更に性生する所にして、知名の士、幕下に滿集す」とある。曹寅と江南文人による交遊と出版活動については、井波陵一『棟亭五種』の同校者たち」（『東方學報』第六十九冊 一九九七年）を参照。

(13) 季振宜「唐詩敍」に「經始於康熙甲辰、告成於癸丑。鎮十年矣（康熙甲辰（三年）に經始し、癸丑（十二年）に告成す。十年を鎮す）」とある。

(14) 周勛初「敍《全唐詩》成書經過」（『文史』第八輯 一九八〇年）参照。

(15) 朱彝尊「寄查德尹（嗣璣）編修書」（『曝書亭集』卷三〔三所收〕）に「比得書、知校勘『全唐詩』、業已開局。近聞足下先取杜少陵作、審其字義異同、去箋釋之紛綸而歸于一。是甚善。然有道焉。蒙竊聞諸昔者、吾友富平李天生之論矣（比う書を得て、『全唐詩』を校勘するを知るも、業已に開局す。近ろ聞くに、足下先ず杜少陵の作を取りて、其の字義の異同を審らかにし、箋釋の紛綸たるを去きて、一に歸すと。是れ甚だ善

し。然るに道ふ有り。蒙竊かに諸を昔に聞くは、吾が友富平李天生（因篤）の論なりと」とある。

とが康熙帝の奉敕動機であった。

(16) 朱彝尊『全唐詩未備書目』（『晨風閣叢書』所收）には百七十種の未收錄詩集を列舉しているが、概ね晚唐五代詩が占める。また『全唐詩』誤收を指摘した研究は、陳尚君「《全唐詩》誤收詩考」（『文史』第二十四輯一九八五年初出。『唐代文學叢考』中國社會科學出版社一九九七年、『陳尚君自選集』廣西師範大學出版社二〇〇〇年增訂）を参照。

(17) 胡宿は、『宋史』卷三一八に傳記がある。『全唐詩』卷七三一の小傳にも「以下四人。或云宋人。諸本竝附唐末。今仍舊（以下四人（胡宿・杜常・滕白・王品）。或ひは宋人と云ふ。諸本竝びに唐末に附す。今は舊に仍ぶ」とあり、胡宿が宋人ることは既に知られていた。按するに、「諸本」即ち歷代唐詩集が胡宿詩を誤收していたため、『全唐詩』はそれに従つたと思しい。各唐詩集が收める胡宿詩は以下の通り。

金・元好問『唐詩鼓吹』卷八：二三首

明・高廷禮『唐詩品彙』卷九〇：四首

明・高廷禮『唐詩正聲』卷一七：一首

明・唐汝詢『唐詩解』卷四四：一首

清・康熙帝御定『全唐詩』卷七三一：一〇首

(18) 前掲「敍『全唐詩』成書經過」参照。

(19) 例えば「御製全唐詩序」に「自昔唐人選唐詩、有殷璠・元結・令狐楚・姚合數家、卷帙未爲詳備。至宋初、撰輯『英華』、收錄唐篇極盛。然詩以類從、仍多脫漏、未成一代鉅觀（自昔唐人之唐詩を選するに、殷璠・元結・令狐楚・姚合數家有るも、卷帙未だ詳備と爲さず。宋の初めに至りて、『英華』を撰輯し、唐の篇什を收錄すること極めて盛んなり。然るに詩は類從を以てすれば、仍ほ脱漏多く、未だ一代の鉅觀を成さず）」とあり、歷代唐詩集には遺漏が多く、唐詩を全て網羅した書物を作ること。

曹寅の奏摺から見た御定『全唐詩』の成書過程

(20) 康熙帝第三次南巡は康熙三十八年の誤り。

(21) 前注同様、第五次南巡は康熙四十四年であるが、『清史列傳』卷七〇「徐倬傳」も「四十四年、聖祖南巡、倬子元正扈從。…召試在籍諸臣、以倬爲第一。四十五年、倬繪錄所著『全唐詩錄』一百卷進呈（四十四年、聖祖南巡し、倬の子（徐）元正扈從す。…在籍の諸臣を召試し、倬を以て第一と爲す。四十五年、倬は著す所の『全唐詩錄』一百卷を繪錄し進呈す）」と記載する。

(22) 吳琯『唐詩紀』や胡震亨『唐音統鑑』をはじめ、明末清初は個人でも唐詩總集を編纂する風潮が確かにあつたと思しい。清初・冒襄も唐詩總集を計畫していたことを『影梅庵憶語』に記録する。

(23) 明清鼎革期の揚州については、森瀬壽三先生より「助言を賜つた。

(24) 王澤『揚州刻書考』（廣陵書社二〇〇三年）参照。

(25) 井波陵一「曹寅について」（『東方學報』第五十九冊一九八七年）参照。

(26) 「蘇州織造李煦奏進佩文韻府樣書並請示刷釘部數摺」（康熙五十二年九月十日）に「竊臣煦與曹寅・孫文成奉旨在揚州刊刻御頒『佩文韻府』一書。今已工竣、謹將連四紙刷釘十部、將樂紙刷釘十部、共裝二十箱恭進呈様（竊かに臣煦と曹寅・孫文成とは旨を奉じて揚州に在りて御頒『佩文韻府』一書を刊刻す。今已に工竣し、謹んで連四紙を刷釘すること十部、將樂紙を刷釘すること十部を將て、共に二十箱に裝ひ恭しく様を呈す）」とある。

(27) 花房英樹『白氏文集の批判的研究』（中村印刷出版部一九六〇年）「第一部・傳本批判・五、補遺作品」参照。

(28) 王毓文「兩淮鹽商江春の文化活動と蔣士銓『四絃秋』の創作」（『九州中國學會報』第三十九卷一〇〇一年）参照。